

ふく し

り よう し えん じ ぎょう

福祉サービス利用支援事業

にちじょうせい かつ し りつ し えん じ ぎょう

日常生活自立支援事業

ふく し り よう て つづ にち じょう きん せん かん り どう
福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理等の
て つだ
お手伝いをします。



社会福祉法人

鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号(県社会福祉センター内)

TEL 099(257)3875 FAX 099(257)5707

<http://www.kaken-shakyo.jp/riyoshien/shienzigyou.htm>

福祉サービス利用支援事業を告知ですか？

お困りの方を、地域の社会福祉協議会の「専門員」及び「利用支援員」が、ご相談からサービスの提供までをお手伝いいたします。

Q1 Question

どのような方が対象ですか？

高齢者や障害者で自らの判断能力に不安のある方で、福祉サービスの利用の手続き、日常生活の金銭の支払い等にお困りの方を対象としています。



Q2 Question

どのような支援が受けられますか？

◎福祉サービスの利用の手続きのお手伝いをします！（基本サービス）

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談、申し込み、解約の手続き
- 福祉サービス利用料金の支払い代行
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
※福祉サービスとは、介護保険制度など的高齢者福祉サービス、障害福祉サービスなどです。



◎日常生活のお金の出し入れをお手伝いします！

- 年金、福祉手当等の受領に必要な手続き
- 医療費、公共料金、税金等のお支払い
- 日用品購入代金のお支払い
- 預貯金の出し入れ、また預貯金の解約等の手続き など



◎印鑑や証書などを安全な場所でお預かりします！

- 保管できる証書類 〈例〉
 - 年金証書 ● 預貯金通帳
 - 保険証書・不動産権利証書・契約書 など
 - 実印・銀行印
 - その他社会福祉協議会が適当と認める書類
- ※ 宝石、書画、骨董品、貴金属類や有価証券などはお預かりできません。

Q.3 Question

どのようにすれば利用できますか？

1

相談の受付

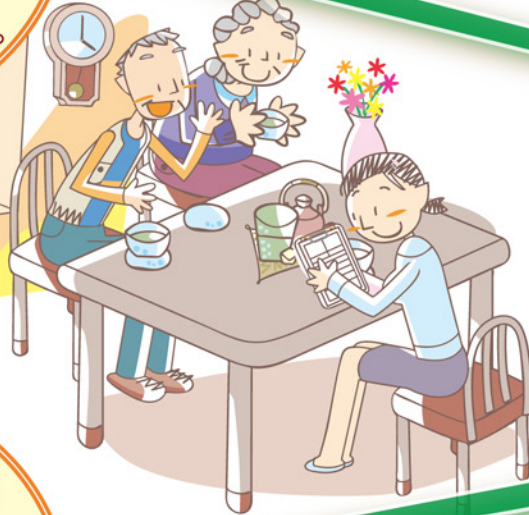
ご本人、またはご家族、民生委員などを通じてお近くの社会福祉協議会にご連絡ください。



3

支援計画の作成・契約

お困りのことを一緒に考え、支援計画をつくり利用契約を結びます。



2

訪問相談

専門員がお伺いし相談にのります。秘密は厳守いたします。



4

支援の開始

利用支援員が支援計画にそってお手伝いします。



成年後見人等との契約

判断能力が不十分となった方が、「成年後見制度」利用の申立てをすることにより、家庭裁判所が、あなたを支援する人（成年後見人等）を決めます。

本事業は、あなたに代わり、成年後見人等と契約することにより、サービスを提供することもできます。

Q4 Question

専門員・利用支援員ってどんな方ですか？

専門員

お困りのことの相談を受けて、申し込まれた方（利用者）のご希望を聞きながら適切な支援計画をつくり、利用契約までのお手伝いをいたします。



利用支援員

支援計画にそって、利用者のもとに訪問し、福祉サービスの利用の手続きや預金の出し入れなどのお手伝いをいたします。



Q5 Question

費用がかかりますか？

相談は**無料**です。

利用支援員のお手伝いは**有料**で、1回の訪問・支援につき**1,200円**です。ただし、生活保護受給者は**無料**です。

福祉サービス利用支援事業利用事例

事例1

ホームヘルパーの利用と通帳管理のお手伝い



●桜島花子さん 78歳（仮名）

ひとり暮らしの桜島さんは、最近「通帳の置き場所が時々わからなくなる」など不安を感じていました。また、ホームヘルパーを利用したいと思っていましたが、手続きはどうすればよいかわかりませんでした。ある日思い切って民生委員に相談したことで、福祉サービス利用支援事業を知るきっかけになりました。

契約にあたっては、社会福祉協議会の専門員が桜島さん宅を訪れ、事業の目的やサービスの内容について説明してくれました。

桜島さんのサービスの内容は、福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理の支援です。毎月2回利用支援員が訪れ、預金から生活費をおろしてきてもらい、桜島さん宛の郵便物のなかで支払いの必要なものがあれば、いっしょに確認をして手続きのお手伝いをします。さらにホームヘルパーについても、利用支援員の東さんが利用手続きを援助して、桜島さんの暮らしをしっかりとサポートしています。

事例2

日常的な金銭管理のお手伝い



●薩摩一郎さん 40歳（仮名）

薩摩さんはひとり暮らしをしながら地域の作業所に通っています。身の回りのことのほとんどは自分でできますが、お金の計算、特に何を買うのにいくらかかるのかを考えて使うのが苦手です。同じ作業所の職員が、社会福祉協議会の専門員に相談したことがきっかけで、福祉サービス利用支援事業のサービスを利用することになりました。

薩摩さんの担当になった利用支援員の西さんは小学校の校長先生をしていた人です。薩摩さんは、毎週1回西さんに来てもらい、その週に使うお金について相談します。その後いっしょに銀行に行ってお金をおろしてきます。利用支援員の西さんにすすめられて、最近買い物をしたときのレシートをノートに貼るようにしました。「おかげで、お金を使いすぎることもなくなり、お金がどれくらいあるのか心配なときは、西さんに聞けばわかるのであんしんです。」と薩摩さんは話しています。

あんしんして ご利用いただくために



鹿児島県社会福祉協議会に次の機関を設置しています。

契約締結審査会

利用者の判断能力に疑義が生じたとき等に、専門的な見地から判断能力の有無の判断を行うとともに、支援内容の審査を行います。

福祉サービス運営適正化委員会

第三者機関として専門的知識を有する者を構成員として設置し、事業の適正な運営の監視や利用者からの苦情を受け付けます。

TEL 099-286-2200

「福祉サービス利用支援事業」を利用していく過程で、「成年後見制度」の利用が望ましい状況が生じたらこの制度の利用を検討していくことになります。

成年後見制度って何？

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方々を、法律的に保護し、支援する制度です。

区分 類型	本人の 判断能力	援助者		お問合せ先	
後見	全くない	成年後見人		(制度全般) 鹿児島家庭裁判所	099-222-7121
保佐	著しく 不十分	保佐人	監督人を選任することがあります。	加治木支部	0995-62-2666
補助	不十分	補助人		知覧支部	0993-83-2229
				川内支部	0996-22-2154
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。 家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。			鹿屋支部	0994-43-2330
				名瀬支部	0997-52-5141
				鹿児島県社会福祉士会	099-213-4055
				(制度全般・弁護士紹介) 鹿児島県弁護士会	099-226-3765
				(会員司法書士の紹介) 鹿児島県司法書士会	099-251-5822
				(登記事項の証明) 鹿児島地方方法務局 各支局	099-259-0680
				(任意後見契約書の作成)	
				鹿児島公証人合同役場	099-222-2817
				川内公証人役場	0996-22-5448
				鹿屋公証人役場	0994-41-3339
				名瀬公証人役場	0997-52-2661
				(制度についての相談) 各市町村の地域包括支援センター	

ご利用を希望される方は、
 まずはお近くの社会福祉協議会へ
 ご相談ください。



福祉サービス利用支援事業の実施機関一覧

(社協＝社会福祉協議会)

実施社協		お問合せ先	実施社協		お問合せ先
基 幹 的 社 協	鹿児島市社協	(099)221-6071	基 幹 的 社 協	錦江町社協	(0994)22-2000
	指宿市社協	(0993)22-5543		南大隅町社協	(0994)24-4218
	枕崎市社協	(0993)72-7450		肝付町社協	(0994)68-8188
	南さつま市社協	(0993)53-5590		西之表市社協	(0997)22-0506
	南九州市社協	(0993)56-5450		中種子町社協	(0997)27-1845
	日置市社協	(099)246-8561		南種子町社協	(0997)26-1703
	いちき串木野市社協	(0996)32-3183		屋久島町社協	(0997)42-2711
	薩摩川内市社協	(0996)22-2355		奄美市社協	(0997)52-7601
	さつま町社協	(0996)52-1123		大和村社協	(0997)57-2090
	阿久根市社協	(0996)72-3800		宇検村社協	(0997)67-2295
	出水市社協	(0996)63-2140		瀬戸内町社協	(0997)72-4144
	長島町社協	(0996)86-0190		龍郷町社協	(0997)62-5020
	伊佐市社協	(0995)26-4120		喜界町社協	(0997)65-0449
	霧島市社協	(0995)45-1557		徳之島町社協	(0997)83-1205
	始良市社協	(0995)65-7757		天城町社協	(0997)85-5093
	湧水町社協	(0995)75-2200		伊仙町社協	(0997)86-4194
	曾於市社協	(0986)72-0460		和泊町社協	(0997)92-2299
	志布志市社協	(099)472-1800		知名町社協	(0997)93-5261
	大崎町社協	(099)476-3663		与論町社協	(0997)97-5042
	垂水市社協	(0994)32-6277		県社協	(099)257-3875
鹿屋市社協	(0994)44-1968	(所管)三島村	(099)222-3141		
東串良町社協	(0994)63-4760	(所管)十島村	(099)222-2101		

※基幹的社會福祉協議会とは、このサービスを実際に実施し、支援する社会福祉協議会をいいます。

お困りの方の利用支援員として
 お手伝いしてみませんか？

民生委員、ボランティア活動をされている方など一般の方が、社会福祉協議会と契約し利用支援員として活動しています。地域で求められているサービスで、利用者は増加傾向です。お手伝いいただける方はお近くの社会福祉協議会にご連絡ください。